

公共工事等における 新技術活用システム

NETIS

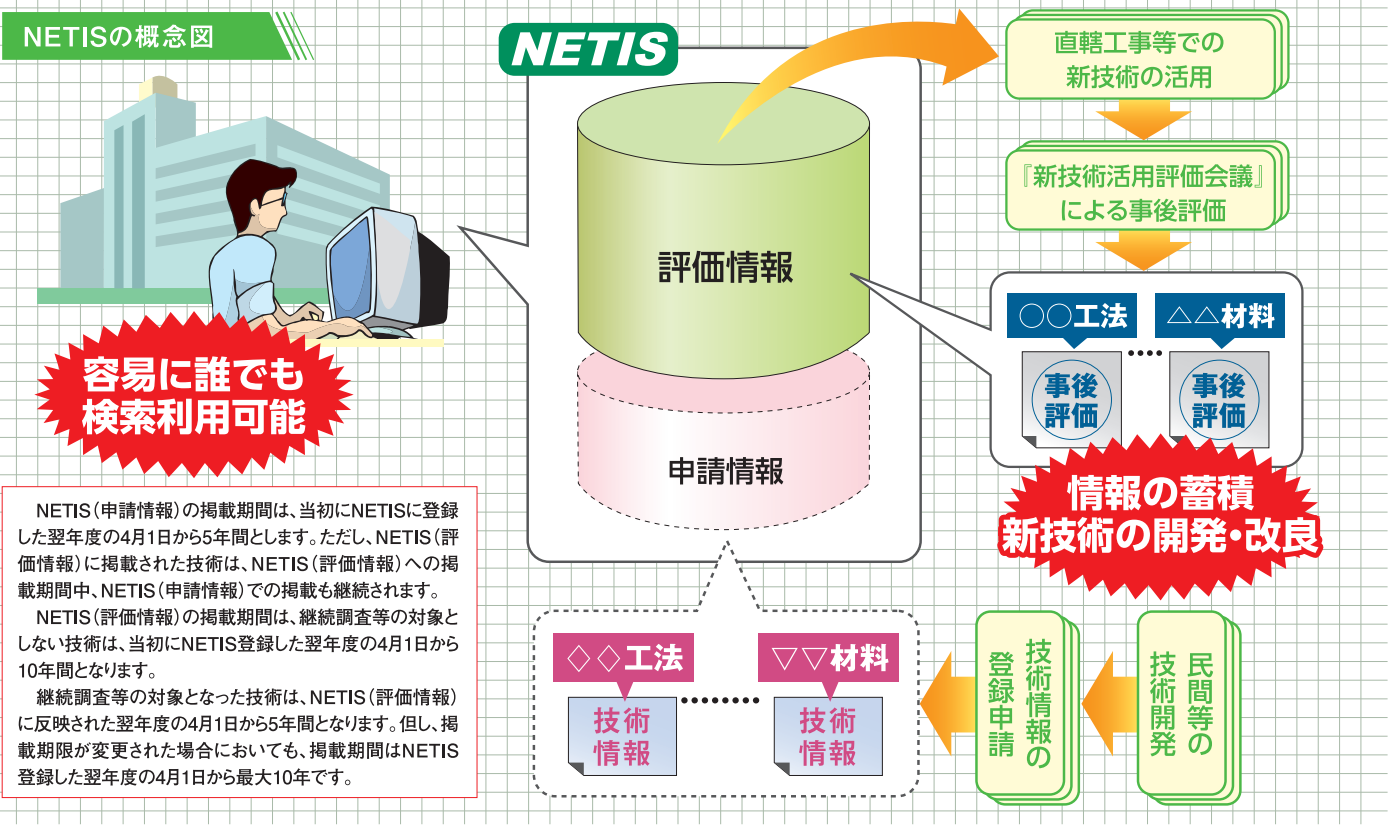
/ネ/テ/イ/ス/

登録までの手続きと活用方法

申請情報と評価情報で構築されるNETIS

NETIS※は申請情報と評価情報から構成され、評価情報を中心に運用されます。さらに、評価情報は、事後評価により継続調査等の対象としない技術と、継続調査等の対象となった技術の2つに分類されます。

- 申請情報** NETIS(申請情報)には、登録申請を受理した技術について、登録申請書類に記載されている技術的事項及び経済性に係る情報等の技術開発者の申請情報を掲載します。
- 評価情報** NETIS(評価情報)には、各地方整備局等の新技術活用評価会議等による事前審査、事後評価結果に関する情報等を掲載します。
- 識別記号**
 - 継続調査等の対象としない技術…………… NETIS番号の末尾(-VE)
 - 継続調査等の対象となった技術…………… NETIS番号の末尾(-VR)
 - 評価情報が掲載されていない技術…………… NETIS番号の末尾(-A)



NETIS(申請情報)の掲載期間は、当初にNETISに登録した翌年度の4月1日から5年間とします。ただし、NETIS(評価情報)に掲載された技術は、NETIS(評価情報)への掲載期間中、NETIS(申請情報)での掲載も継続されます。

NETIS(評価情報)の掲載期間は、継続調査等の対象としない技術は、当初にNETIS登録した翌年度の4月1日から10年間となります。

継続調査等の対象となった技術は、NETIS(評価情報)に反映された翌年度の4月1日から5年間となります。但し、掲載期限が変更された場合においても、掲載期間はNETIS登録した翌年度の4月1日から最大10年です。

※ NETIS (新技術情報提供システム) ~New Technology Information System~

国土交通省が運用している新技術に係る情報を、共有及び提供するためのデータベースです。平成10年度より運用を開始し、平成13年度よりインターネットで一般にも公開。有用な新技術の情報を誰でも容易に入手することが可能です。

- NETIS掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用にあたっての参考情報です。
- 申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省が評価等を行っているものではありません。申請情報のNETIS掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS申請者の責任において行っていただきます。
- 評価情報は、当該技術の活用等を行った結果に基づき評価を行ったものであり、個々の現場の条件その他により評価は変わらう等の性格を有するものです。
- 新技術の活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものであり、評価結果に基づき当該技術の活用等の実施が保証されるものではありません。
- 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われます。

公共工事等における新技術活用システム



Point 1 民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用していくためのシステムです。

Point 2 新技術情報提供システム (NETIS) を中核とする新技術情報の収集と共有化、直轄工事等での活用導入の手続き、効果の検証・評価、さらなる改良と技術開発という一連の流れを体系化したものです。

新技術の峻別による有用な新技術の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、国土交通省では平成18年8月より、事後評価に重点をおいた「公共工事等における新技術活用システム」を本格運用しています。

NETIS登録申請受付から事後評価までの流れ

NETIS (申請情報) に登録された新技術は、5つの活用方式により活用され、大学、産業界、研究機関、行政等からなる新技術活用評価会議で、技術の成立性や技術特性が評価されます。

申請者からのNETIS登録申請の受付

NETIS (申請情報) への登録

5つの活用方式による活用

試行申請型、発注者指定型、施工者選定型、フィールド提供型、テーマ設定型 (技術公募)

事後評価

NETIS (評価情報) への登録

事後評価

有用な新技術の峻別のために、次の調査と調査結果に基づいた事後評価を実施します。

試行調査

試行調査は、「試行申請型」「フィールド提供型」「テーマ設定型(技術公募)」において活用される新技術等について、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う調査です。

活用効果調査

活用効果調査は、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境等の技術的事項及び経済性等の社会的事項について、当該技術の適用範囲において従来技術に対する技術の優位性等を確認するために行う調査です。
未評価技術(-A)と継続調査等の対象となった技術(-VR)が調査の対象です。

事後評価

試行実証評価

試行実証評価は、試行調査の結果に基づき、安全性、耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較、国が定める基準等を満たしているかの確認等、直轄工事等における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものです。

活用効果評価

活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査又は追跡調査の結果に基づき、当該技術の技術特性を評価するものです。
従来技術に対する技術の優位性等を確認した活用効果調査又は追跡調査を実施した掲載期間内の新技術が対象となります。

有用な新技術の活用促進

活用効果評価等にもとづいて次の技術を指定し、有用な新技術の活用促進を図ります。

活用促進技術

各地方整備局等の新技術活用評価会議は、優れた技術の活用促進を図るため、「活用促進技術」を指定します。活用促進技術は、活用効果評価において、総合的に活用の効果が優れている技術、特定の性能又は機能が特に優れている技術、特定の地域のみで普及しており全国に普及することが有益と判断される技術等に該当する技術から選考されます。指定された技術は、「活用促進技術(新技術活用評価会議(〇〇整備局))」という名称を使用できます。

推奨技術

準推奨技術

評価促進技術

本省の新技術活用システム検討会議は、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために、画期的な新技術を対象に「推奨技術」あるいは「準推奨技術」として選定します。選定された技術は、「〇〇年度 推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」又は「〇〇年度 準推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」という名称を使用できます。

また、他機関等の実績に基づき、公共工事等に関する技術水準等を高めることが見込める技術については「評価促進技術」に位置づけられます。

<選考要件>

- 従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮されること
- 従来にはない先駆的な取り組みであり、将来、公共工事等における幅広い活用が期待されること
- 技術内容が画期的であり、将来的に飛躍的な活用効果の改善が期待できること
- 技術内容が独創的である等、国際的に先端を行く技術又は先進諸国への技術展開が期待されること
- 技術内容の応用性、適用性、普遍性等が高く、国内の諸課題の解決への貢献に加えて、国際的な課題の解決など国際貢献に大きく資すること
- 一般化・標準化に向けて活用を促すべき技術であること

※従来の実施要領により有用な新技術に位置付けられていた新技術は、「少実績優良技術」「設計比較対象技術」「〇〇年度活用促進技術(〇〇整備局)」「〇〇年度 推奨技術」又は「〇〇年度 準推奨技術」という名称を使用できる。

公共工事等における新技術活用システム

- 表彰制度**
- ものづくり日本大賞
 - 国土技術開発賞
- 技術開発者を支援する制度**
- 建設技術審査証明
 - 大学等による技術審査 など
- 競争的資金等による成果の実証**
- 競争的研究資金
 - 国総研、土研等による共同開発 など

申請者(開発者)

施工者

Point 1 テーマ設定型 (技術公募)

テーマ設定型 (技術公募)

- 現場ニーズ・行政ニーズ等により民間から新技術の募集を行って、工事等の発注に当たり発注者が新技術を指定し活用して、事後評価を行うタイプ

施工者選定型

- 自社の請負工事等において、請負者の申請により活用し、事後評価を行うタイプ

新技術活用システム検討会議
(本省に設置：産学官で構成)

- 新技術の活用動向の把握
- 新技術活用システムのあり方などの活用方策の検討
- 推奨技術の選定 等

Point 3 申請者・受注者へのインセンティブの明確化

Point 4 設計段階でのインセンティブを明確化

NETIS (評価情報)

NETIS (申請情報)

事後評価の結果

- 技術の成立性
- 技術の活用効果(経済性、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境)
- 技術の全体評価

事前審査の結果

- 試行の可否

有用な技術へのメリット

施工者
(工事における新技術の採用による)

- 総合評価方式への加点
- 工事成績への加点

申請者(開発者)

- 活用促進技術、準推奨技術、推奨技術、評価促進技術として選定、公表

技術開発相談窓口
(技術事務所等)

書類審査

- 新技術概要説明資料
- 詳細説明資料 等

整備局・事務所等

書類審査

- 申請書類
- 応募書類 等

Point 2 技術特製の明確化

技術の確認

- 技術の適用性、経済性、安全性、耐久性に関する確認(必要に応じて)

技術の事前審査

- 試行の可否を審査

試行計画

- 試行調査の場所・方法、調査方法について確認・承認

新技術活用評価会議(整備局)
(地方整備局等に設置:産学官で構成)

技術の事後評価

- 技術の成立性、技術特性を評価

活用する新技術の検討

発注

技術改善のスパイラルを期待

評価結果の通知
-技術の改善-

活用計画の提出

新技術の活用

活用に係る調査
(継続調査等の対象としない技術(-VE)を除く)

発注者

発注者指定型

- 直轄における現場ニーズ・行政ニーズにより、必要となる新技術を発注者の指定により活用し、事後評価を行うタイプ

発注者指定型(選択肢提示型)

- 工事等の発注にあたって発注者がテーマ及び当該テーマに対して効果が期待できる複数の新技術を提示し、請負契約締結後に施工者が選択して活用、事後評価を行うタイプ

事務所等

活用する新技術の検討

発注

活用計画の提出

新技術の活用

活用に係る調査
(継続調査等の対象としない技術(-VE)を除く)

表彰・審査・証明等

申請

応募

応募

申請

登録相談・受付

申請者からの技術情報をNETIS(申請情報)に登録

事後評価の結果が優秀な場合等

事後評価の結果が優秀な場合

設計段階でのインセンティブを明確化

技術情報の検索(現場ニーズ等)

事後評価結果をNETIS(評価情報)に掲載

施工者選定型による活用の場合(原則)

NETISの新規登録申請の流れ

新技術を
登録したい

2022年4月1日より、申請手続きがオンライン申請になりました。

1 まずは申請・相談窓口へ相談してください。

- 申請・相談窓口へ、申請を希望する新技術の登録可能性等について相談してください。
- 新技術活用システムのメリットと責任をご理解ください。
 - ・新技術活用は、申請者への様々なインセンティブがありますが、同時に申請者情報への責任も発生します。
 - ・NETISホームページに掲載している「実施要領」や「実施規約」の内容を十分に理解してください。
 - ・申請者の申請内容がそのまま掲載されるので、申請内容への責任が発生します。

2 オンライン申請用の ID・パスワードを取得してください。

- 登録可能性がある新技術の場合は、申請・相談窓口よりオンライン申請用の ID・パスワード取得用案内メールが届きますので、記載の案内に従い、申請技術用の ID・パスワードを取得してください。

3 オンライン申請用Webページより、申請技術の情報を入力の上、申請してください。

- オンライン申請用 Web ページにアクセスし、取得した ID・パスワードにてログインした専用ページより申請情報を入力して、申請してください。

NETISホームページ

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/apply/newteches>

4 受付窓口より申請情報の修正依頼があった場合は、修正の上、再度、申請してください。

- 申請情報の修正が必要な場合は、申請・相談窓口より修正依頼メールが届きます。
- 再度オンライン申請用 Web ページにアクセスして情報を修正の上、再申請をお願いします。（修正依頼内容はオンライン申請用 Web ページに記載されます。）

5 NETISへの登録手続きを始めます。

- 入力情報の内容に問題がなければ、申請が受理されて登録の手続きが始まります。

登録申請について不明な点がございましたら、地方整備局等の申請・相談窓口へお問い合わせください。

※申請・相談窓口については、本パンフレットの裏面を参照してください。

※登録申請は、原則として当該技術開発者の所在地の地域にある技術事務所等に置く相談窓口（申請窓口）にて受付します。



国土交通省

申請・相談窓口一覧

北海道開発局	事業振興部 技術管理課 技術活用係	011-709-2311	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎
東北地方整備局	東北技術事務所 施工調査・技術活用課	022-365-8211	〒985-0842 宮城県多賀城市桜木3-6-1
	仙台港湾空港技術調査事務所 技術開発課	022-791-2113	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎4階
関東地方整備局	関東技術事務所 施工調査・技術活用課	047-389-5127	〒270-2218 千葉県松戸市五香西6-12-1
	横浜港湾空港技術調査事務所 調査課	045-461-3895	〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4
北陸地方整備局	北陸技術事務所 施工調査・技術活用課	025-231-1281	〒950-1101 新潟県新潟市西区山田2310番地5
	新潟港湾空港技術調査事務所 技術開発課	025-222-6115	〒951-8011 新潟県新潟市中央区入船町4-3778
中部地方整備局	中部技術事務所 技術活用・人材育成課	052-723-5701	〒461-0047 愛知県名古屋市中区大幸南1-1-15
	名古屋港湾空港技術調査事務所 技術開発課	052-612-9984	〒457-0833 愛知県名古屋市中区東又兵衛町1-57-3
近畿地方整備局	近畿技術事務所 技術活用・人材育成課	072-856-1941	〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11-1
	神戸港湾空港技術調査事務所 技術開発課	078-331-0409	〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30
中国地方整備局	中国技術事務所 施工調査・技術活用課	082-822-2340	〒736-0082 広島県広島市安芸区船越南2-8-1
	広島港湾空港技術調査事務所 調査課	082-250-1902	〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸3-10-28
四国地方整備局	四国技術事務所 技術開発相談室	087-845-3135	〒761-0121 香川県高松市牟礼町牟礼1545
	高松港湾空港技術調査事務所 技術開発課	087-811-5661	〒760-0064 香川県高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎3階
九州地方整備局	九州技術事務所 技術活用・人材育成課	0942-32-8245	〒830-0002 福岡県久留米市高野1-3-1
	下関港湾空港技術調査事務所 技術開発課	083-224-4130	〒750-0025 山口県下関市竹崎町4丁目6-1
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課	098-866-1904	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第二合同庁舎2号館
	那覇港湾・空港整備事務所 技術調査室	098-867-3710	〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11

上記申請・相談窓口の他、以下の相談窓口でも新技術活用についてのご相談に応じています。

相談窓口一覧

東北地方整備局	企画部 施工企画課	022-225-2171 (内線3471)	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
	港湾空港部 海洋環境・技術課	022-716-0004 (内線6461)	
関東地方整備局	企画部 施工企画課	048-600-1347 (内線3471)	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま合同庁舎2号館 〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎
	港湾空港部 海洋環境・技術課	045-211-7420 (内線5838)	
北陸地方整備局	企画部 施工企画課	025-280-8880 (内線3471)	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
	港湾空港部 海洋環境・技術課	025-280-8761 (内線6326)	
中部地方整備局	企画部 施工企画課	052-953-8180 (内線3481)	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 〒460-8517 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36 NUPフジサワ丸の内ビル
	港湾空港部 海洋環境・技術課	052-209-6329 (内線374)	
近畿地方整備局	企画部 施工企画課	06-6942-1141 (内線3481)	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通20 神戸地方合同庁舎
	港湾空港部 海洋環境・技術課	078-391-3103 (内線6475)	
中国地方整備局	企画部 施工企画課	082-221-9231 (内線3471)	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁目6-30 広島合同庁舎2号館 〒730-0004 広島県広島市中区東白島町14番15号 NTTクレド白島ビル
	港湾空港部 海洋環境・技術課	082-511-3908 (内線212)	
四国地方整備局	企画部 施工企画課	(内線3471)	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
	港湾空港部 海洋環境・技術課	087-851-8061 (内線6581)	
九州地方整備局	企画部 施工企画課	092-471-6331 (内線3471)	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎
	港湾空港部 海洋環境・技術課	092-418-3380 (内線448)	
国土交通省 本省	大臣官房 技術調査課	(内線22346)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
	大臣官房 公共事業調査室	(内線24296)	
	大臣官房 官庁営繕部整備課	03-5253-8111 (内線23514)	
	総合政策局 公共事業企画調整課	(内線24955)	
	港湾局 技術企画課 技術監理室	(内線46613)	

受付時間:平日9:30~12:00、13:00~16:00、土日祝日を除く ※詳しくは窓口にお問合せください。

国土交通省NETISホームページ

<http://www.netis.mlit.go.jp/>